

点検だけでは終わらない

—無料点検の落とし穴—

点検商法とは排水管や屋根瓦などを無料で点検すると言って訪問し、危険な状況だと不安をあおり、その場で高額な契約をさせる商法です。

相談事例

●事業者が突然訪問し、「屋根瓦を無料で点検する。」と言うので依頼したところ、「屋根瓦がずれている。今すぐに修理しないと大変なことになる。」と契約を急かされ、気づけば高額な契約をさせられていた。解約したい。



アドバイス

- 突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
 - 点検後に修理が必要だと言われても、その場で契約をせず、複数の業者から見積りを取りましょう。
 - 地域ぐるみで不審な訪問者や車に気を付けましょう。
 - 工事終了後でも、クーリング・オフが適用され、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる可能性があります。
 - 特に地震、台風、大雨などの後はご注意ください。
- 困ったとき、悩んだときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)
 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
 ☎52-17974

富山県消費生活センター高岡支所(高岡市御旅屋町10-1番地)
 月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時
 ☎25-12777

消費者ホットライン ☎1-800-



国民年金Q&A 会社を辞めたら届出は必要?

会社を退職したら、厚生年金保険の資格を喪失するため、20歳以上60歳未満の方は国民年金への加入手続きをしなければなりません。退職したことがわかる書類を会社から受け取り、市役所窓口で届出を行ってください。扶養になっていた配偶者の方も同様に、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出を行ってください。

届出を忘れると……

転職や退職したことに伴って国民年金の届出が必要となっていないながら、未届出と思われる方には、年金事務所から勧奨状によりお知らせします。送付された届書に必要事項を記入し、市役所窓口へ提出してください。

特別免除制度

退職し、世帯の所得が少なく国民年金保険料の納付が困難な方は、免除制度をご利用いただけます。申請の際は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等が必要です。

届出に必要な書類

- 厚生年金資格喪失連絡票(会社からもらうもの)
- 基礎年金番号のわかるもの

※再就職が決まっている方でも、次の厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入することになりますので、届出を行ってください。

問合せ先

保険年金課 ☎51-6628
 高岡年金事務所 ☎21-4180
 (音声案内②番→②番)

出張年金相談

事前に予約をお願いします。

■場所:射水市本庁舎 1階104相談室
 ■日時:9月19日(火) 午前10時～午後3時
 ■予約:高岡年金事務所 ☎21-4180
 (音声案内①番→②番)

※基礎年金番号の分かるものや身分証をご持参ください。